

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託仕様書

1 業務名称

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託

2 業務の目的

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の今後のあり方について、スポーツ施設、レジャー施設等、どのような施設形態が最適であるかを検討するため、本委託では、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の近年の利用・運営状況や、本市の今後のスポーツ施策、わが国におけるスポーツニーズ変化などを踏まえ、同アイススケート場のより効果的・合理的な活用方法について調査を行う。

本市では人口減少対策を重要課題の一つと位置付けており、市政運営における最上位計画である「第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画」においても「若者が暮らしたいまちづくり」を目指した施策に重点的に取り組むこととしている。したがって、アイススケート場の効果的・合理的な活用方法については、この点に十分留意しながら、より多くの若者や子育て世代に利用される施設となるよう具体的な検討を行うものとする。

3 業務期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

4 業務に要する費用（事業費限度額）

5,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

5 施設の概要

資料「サン・ビレッジ浜田について」を参照のこと。

6 業務内容

(1) アイススケート場の需要調査及び運営状況等の調査分析

県内及び周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査を行うとともに、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用状況及び運営状況（維持管理等含む）を分析し、同施設の運営上の課題を整理する。さらに、冷凍機、整氷車、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションを作成する。その際、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した検討も行うこと。

また、浜田市が利用者を対象に実施した「お客様アンケート」の分析を行う。

(2) 効果的・合理的な活用方法の検討

アイススケート場以外の新たな活用方法を複数案提示し、それらをコスト、利用者ニーズ、公益性、実現可能性、将来性等、多角的な観点から比較検討を行いつつ、より効果的・合理的な活用方法を提案する。

なお、活用方法の素案ができた段階で中間報告を行うこと。中間報告の時期は令和5年10月上旬を目途とする。

(3) 活用方法に関するアンケート調査の実施

従来のアイススケート場のほか、(2)で提案のあった活用方法を加えた複数の活用案を示したうえで、どのような活用方法が望ましいかという市民アンケート調査を実施する。

主な業務内容として、調査票の作成、準備作業、集計作業及び集計結果の取りまとめ・分析を行う。

7 資料等の貸与

当該業務を実施するにあたり、本市が所有する資料が必要となる場合、協議の上、随時貸与する。

8 成果品の提出

(1) 「6 業務内容」の成果を報告書としてとりまとめ、次の形式により市に提出する。提出時には、市の担当者に対し、内容の説明を行うこと。

紙媒体 2部

電子媒体 CD-R 一式

(2) 提出先

浜田市教育委員会 文化スポーツ課

9 その他

(1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。

(2) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。

(4) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに市に返還しなければならない。

(5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。

(6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(7) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。